

●提出先

司法研修所総務課人事係(本館5階)
☎048-235-8971(直通)

◀郵送の場合▶

〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号
封筒に組・番号・氏名を記載し、左記の係宛てに送付する。

※ 居住の実情の変更後、速やかに提出してください。

※ 添付書類の賃貸借契約書は約款、特約部分を含めた全頁の写しを添付してください。

年 月 日

司法研修所長 殿

第 期司法修習生

(組 番 修習地 :)

氏名

連絡先

住 居 届 (給付金関係 : 変更)

居住の実情に変更が生じたので、司法修習生の修習給付金の給付に関する規則第5条の規定に基づき届け出ます。

なお、居住の実情について、下記のとおり申述します。

記

1 居住の実情に変更が生じた日

年 月 日

2 変更事由 (該当する□に✓を付する。)

他の賃貸住宅に転居した。

なお、新たな賃貸借契約に関する事項は、添付書類 (賃貸借契約書の写し等) のとおりであり、当該住宅は、次に掲げる住宅に該当しない。

(1) 配偶者、父母又は配偶者の父母が所有する住宅

(2) 配偶者、父母又は配偶者の父母が借り受け、居住している住宅

導入修習又は集合修習に伴い、自宅等に転居した。

なお、導入修習又は集合修習の終了後は、元の賃貸住宅に戻る予定である。

記載例

〇〇年〇〇月〇〇日

司法研修所長 殿

第〇〇期司法修習生

(〇〇組〇〇番 修習地：〇〇〇)

氏名 司法太郎

連絡先 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

氏名の記入を忘れずに。
連絡先は、日中確実に連絡
可能な番号を記入する。

住 居 届 (給付金関係：変更)

居住の実情に変更が生じたので、司法修習生の修習給付金の給付に関する規則第5条の規定に基づき届け出ます。

なお、居住の実情について、下記のとおり申述します。

記

1 居住の実情に変更が生じた日

〇〇年〇〇月〇〇日 ex. 転居日

なお書き以下についても必ず確認する。

2 変更事由 (該当する□に✓を付する。)

他の賃貸住宅に転居した。

なお、新たな賃貸借契約に関する事項は、添付書類 (賃貸借契約書の写し等) のとおりであり、当該住宅は、次に掲げる住宅に該当しない。

(1) 配偶者、父母又は配偶者の父母が所有する住宅

(2) 配偶者、父母又は配偶者の父母が借り受け、居住している住宅

賃貸借契約書が作成されていない場合は、賃貸人作成の賃貸借契約証明書を提出する。証明書の様式については、最高裁判所ウェブサイト及び司法修習生用ポータルサイトからダウンロードできるほか、総務課人事係 (本館5階) の窓口において直接受け取ることができる。

導入修習又は集合修習に伴い、自宅等に転居した。

なお、導入修習又は集合修習の終了後は、元の賃貸住宅に戻る予定である。

元の賃貸住宅に戻らない場合は「変更」ではなく「喪失」の届出が必要。

「自宅等」とは、司法修習生が所有する住宅、無償住宅又は配偶者等住宅をいう。(規則4条3項4号、5号)